

(二) 博士後期課程

昭和五十一年七月、文部大臣宛『東京芸術大学大学院博士課程設置計画書』が提出された。冒頭の文書、目次、「東京芸術大学大学院等の概要」は次のとおり。

東京芸術大学大学院博士課程設置計画書

昭和五十一年七月十日

東京芸術大学長 福井直俊

文部大臣 永井道雄 殿

東京芸術大学大学院博士課程設置計画書を提出いたします。

目次

(原資料中の頁)

1. 東京芸術大学大学院等の概要	1頁
(1) 授業科目の概要(申請分)	3頁
(2) 教員組織の概要	7頁
(3) 授業科目の概要(既設分)	8頁
2. 教員の氏名・経歴の概要等	14頁

東京芸術大学大学院等の概要

事項	記入欄	備考
設置者	国	
名称	東京芸術大学大学院(博士課程)	
位置	東京都台東区上野公園一二一八	

目的

本大学院は、芸術の理論及び応用を教授研究し、芸術の各専攻分野における高度な専門家を養うとともに、芸術に関する研究者を養成する。

(横組) (昭和五十一年七月 東京芸術大学大学院博士課程設置計画書)

前掲の『東京芸術大学大学院博士課程設置計画書』と同じ時期に作成された『東京芸術大学大学院博士課程設置趣意書』より、「目次」、「1. 設置の趣旨」、「2. 課程及び構成等」、「3. 教育内容及び履修の方法」、「4. 修了の要件及び学位」を掲載する。

東京芸術大学大学院博士課程設置趣意書

(昭和五十二年度)

昭和五十一年七月

目次

(原資料中の頁)

1. 設置の趣旨	1頁
2. 課程及び構成等	3頁
(1) 大学院の課程	3頁
(2) 研究科の構成	4頁
(3) 修業年限	4頁
(4) 学生定員	4頁
3. 教育内容及び履修の方法	4頁
4. 修了の要件及び学位	6頁

1. 設置の趣旨

戦後の学制改革により高等教育が量的に拡大され、大学生数が大幅に増加している。芸術の分野においても近年高等教育機関への進学率がとみに増加し、公・私立大学の美術・音楽関係学部も四十数学部に及び、また短期大学の芸術系学科も七十数学科に達し、国立の教員養成学部をも含めて芸術に関する研究者の需要が増大し、その質の向上が強く要求されている。

現在、わが国における芸術に関する研究者の養成は、大学院修士課程までに行なわれていたが、その養成に当たっては現在より、なお質が向上されなければならず、芸術に関する専門技能、技術の研究については長い年月にわたる修練並びに学問的、理論的裏付けが必要であり、現在の二年の修士課程においては充分にそれに応えることはできない。また、近代文化の進展に伴い芸術文化も高度化し、芸術の理論も極めて多岐に分化し変転しつつある時期において、芸術の研究を志す者は、独自の表現を己れのうちに深めるとともに、それを理論的に客観化して研究、教育に役立て、あるいは歴史のうちに新たな創造への追求を試みまた新しい技法や素材を開発し、常に生動する芸術創造の場に触れ、己れの研究を抽象論に終らせることなく、芸術の本質を深く究明しなければならない。このことは、芸術に関する研究が学問上重要視されるとともにより高度な芸術に関する研究者を養成するためには、芸術の分野についても博士課程を設置することが必要である。

なお、欧米諸外国の大学においても芸術に関する博士課程が設置されており、(例えば、米国においてはワシントン大学、ノースウ

エスタン大学、ジュリアード音楽大学等、英国においてはロイヤル・カレッジ・オブ・アーツ等)、その数は増加の傾向を示している。

本学は、国立大学における唯一の芸術に関する研究、教育機関として古い歴史と伝統を持つとともに最も高度な整備された教育組織を有し、本学を卒業及び修了した者が国立大学の教員養成学部又は公・私立の大学、短期大学の芸術に関する学部、学科の教官として多数活躍している。

このように、本学は、現在まで芸術に関する研究者を養成してきた実績にかんがみ、今回、本学の大学院修士課程の上に、美術研究科美術専攻並びに音楽研究科音楽専攻による博士課程を設置し、芸術に関する高度な創造、表現の研究と豊かな芸術文化に関する幅広い識見を有する研究者を養成することは、誠に時宜を得たものといえる。

2. 課程及び構成等

(1) 大学院の課程

本学に、既設の修士課程と区分する積み上げ式の博士課程を置く。

(2) 研究科の構成

大学院博士課程は、次の研究科と専攻をもって構成する。
東京芸術大学大学院博士課程
├── 美術研究科 ─── 美術専攻
├── 音楽研究科 ─── 音楽専攻

(3) 修業年限

修業年限は三年とする。

(4) 学生定員

入学定員は一専攻あたり十五名とする。

3. 教育内容及び履修の方法

本博士課程の教育課程は、別表Ⅰ及び別表Ⅱに示す通り、美術研究科美術専攻にあつては全学生に「創作総合研究」を必修として履修させ、日本画・油画・彫刻・工芸・デザイン・建築の各領域の学生には、「創作総合研究」のほかに、「造形計画特別演習」を必修として履修させる。「創作総合研究」は、美術に関する実技及び技法研究に終らせることなく、広く芸術に関する研究者として幅広い視野と識見を養うために、芸術の理論及び歴史等の教育・研究を抱括するものである。「造形計画特別演習」は、創作の分野における立体（壁画・彫刻・工芸・工業デザイン・建築等）と平面（日本画・油画・版画・商業デザイン・建築設計等）及びこれらの複合造形を総合化した形で創作芸術の在り方について分析・研究を行うものである。

音楽研究科音楽専攻にあつては、全学生に「演奏解釈論」及び「原典研究」を必修として履修させる。「演奏解釈論」は、演奏上の技術のみでなく、音楽学及び歴史的経験との関連のもとにその本質を見極めることを目的とするものである。「原典研究」は、音楽の原典について専門的、実証的に研究を行うものである。

これら必修科目は、大学院博士課程担当教官複数で担当し、創作や演奏の教官と、芸術学や音楽学の教官が緊密な交流と連携のもとに研究・教育、すなわち芸術の理論と実践の有機的な結合と協力により行われるものである。

(別表Ⅲ参照)

この共通の基盤に立つて学生は、研究領域特別研究指導教官のもとで指導を受けるとともに、選択科目（特殊講義及び演習等）を必要に応じて履修するものとする。

4. 修了の要件及び学位

修了の要件は、博士課程に三年以上在学し、各研究科教育課程により、必修、選択合せて十単位以上を修得し、かつ必要な研究領域特別研究指導を受けた上博士論文の審査と研究作品又は研究演奏の審査並びに最終試験に合格することとする。

修了した者には、「学術博士（東京芸術大学）」の学位を授与する。

(タイプ・横組)

前掲の『設置計画書』、『設置趣意書』は、最終的には「昭和五十二年一月 東京芸術大学大学院（博士課程）設置計画書 東京芸術大学」にまとめられる。ここでは「目次」のみ掲載する。

目 次

1. 東京芸術大学大学院博士課程等の概要を記載した書類
2. 設置の趣旨及び理由を記載した書類
3. 学 則

(1) 大学院学則

(2) 学位規則

4. 教員の氏名、経歴の概要等を記載した書類
5. 教員の個人調書
6. 校地等の概要を記載した書類

7. 校舎その他の建物の概要を記載した書類

8. 設備の概要を記載した書類

〔昭和五十二年一月 東京藝術大学大学院（博士課程）設置計画書 東京藝術大学〕

昭和五十二年二月十五日付「大学設置審議会東京芸術大学実地視察（察日程）」、視察の「概要メモ」、「博士課程設置の趣旨（要旨）」を掲載する。

大学設置審議会東京芸術大学実地視察（日程）

日時：昭和五十二年二月十五日（火） 10・30～16・00

（学 長 室）

10・30～10・40 挨拶

（事務局第一会議室）

10・40～11・30 本学の現況説明

博士課程設置主旨説明

質疑応答

（実地視察）

11・30～12・10 音楽学部棟視察

（昼 食）

12・10～13・40

（実地視察）

13・40～14・00 附属図書館視察

14・00～14・50 芸術資料館視察

14・50～15・30 美術学部棟視察

（視察結果のまとめ及び講評）

15・30～16・00 講 評

16・00 視察委員大学出発

〔タイプ・横組〕

大学設置審議会東京芸術大学実地視察概要メモ

一、実地視察日程：昭和五十二年二月十五日（火） 10・30～16・00

一、視察委員 …… 大学設置審議会大学設置分科会委員

藤田健治

内藤頼博

〃 〃 （専門委員）吉川逸治

文部省大学局高等教育計画課文部事務官

朝倉信裕

以上四名

一、大学側出席者：学長

福井直俊

美術学部長 淀井敏夫

音楽学部長 石桁眞礼生

附属図書館長 服部幸三

事務局長 森 和夫

以上五名

一、実地視察の概要

（一）書類審査

大学側提出資料

①東京藝術大学大学院博士課程設置計画書分冊

②設置の趣旨及び理由を記載した書類

③東京藝術大学概要

④学内配置図

1. 視察委員及び大学側出席者の紹介
2. 森事務局長から本学の現況について、東京藝術大学概要により説明する。
3. 福井学長から大学院博士課程設置主旨について提出資料②を要約して説明する。
4. 視察委員との質疑応答

☆内藤委員…学生数の最近の増員状況について質問。

森事務局長から増員の状況を説明、修業年限等についても説明した。

☆吉川委員…学生数と現在の施設々備の関係について手ぜまではないか。

福井学長から現在の施設々備でも研究・教育は、充分可能である。

☆藤田委員…芸術に関する理論と応用との調和について、実際上どのような内容を考えておられるか。

☆吉川委員…授業科目の創作総合研究について具体的な教育方法等の内容についてお知らせ願いたい。

淀井美術学部長から、創作総合研究は、大学院生各自の持つ研究計画について、実技教官と理論の担当教官が協力して指導する。芸術の実技及び理論の総合的研究を行うもので、学内の総ての機能と協力によるものである。

☆吉川委員…博士課程の設置によって教室の増員は考えているいか。

森事務局長から、現在の教官組織で出来るよう考えている。福井学長から、学内の先生方も非常に忙しくなるのは覚悟しております。

☆吉川委員…最後の問題として学位論文は課すのですか。また、実技と論文とのウエイトはどのくらいか。

淀井美術学部長、森事務局長から、学内の意見で、論文は充分重視しなければならない。学内の協力によって、実技のみでなく論文も立派なものを考えている。彫刻家で云へば、ヘンリームアアの様な人を想定しております。

☆吉川委員…天心先生や大観先生の様な芸術家であると共に芸術に関する立派な意見、考えを持っておられるし、新しい大学として、芸大に博士コースを作られるのは、大変よいことと思います。

☆内藤委員…入試について、芸大の修士課程修了者だけを対象に考えているのか。

服部図書館長、石桁音楽学部長から、本学以外の者も当然応募して来ますし、学の内外を問いません。

☆内藤委員…芸術系以外にも含むか、その場合実技はどうなるか。森事務局長、服部図書館長から、現に修士の場合、理工系の出身者も芸大に入学していますし、例えば、建築の分野、芸術学、音楽学の分野でも当然含まれます。この場合、音楽の場合でしたら音楽に関する基礎的実技能力のテストを

含める予定です。

以上。

(二) 研究・教育の現場視察

午後から四時まで、学内視察予定表の通り巡廻する。

(三) 実地視察結果の講評

午後四時から別紙の通りの講評を受ける。

以上。

(別紙)

大学設置審議会東京藝術大学実地視察(昭和五十二年二月十五日)

講評

大学設置審議会大学設置分科会委員

藤田健治先生

いろいろ拝見させていただき、いづれ正式なものは後日答申することになるが、博士課程を設けるにあたって特に要望申し上げたいことは次の四点である。

1. 博士課程設置の趣旨に添うよう、理論と実技の調和(総合的)を図るよう留意をされたい。
2. 創作・創造研究の領域においては指導教官を明確にし、各教官の協力によってその実をあげられたい。
3. 学位論文については、あくまでも厳正な立場で対処してもらいたい。
4. 研究・教育施設については平常努力しておられるようであるが、今後更にも充実を図られたい。

(横書き)

博士課程設置の趣旨(要旨)

52・2・10

1. 近年、芸術の分野においても高等教育機関への進学率が増加し、芸術に関する学部、学科も増える傾向にあり、国立大学教員養成学部(四十七)、公・私立大学(四十一)、短期大学(七十)等において、教官の需要が多くなっている。芸術の分野における研究者を養成するためには、芸術に関する研究について、長い年月にわたる修練と学問的、理論的裏付けが必要であり、二年の修士課程ではそれに応えることはできない。
2. 芸術文化の高度化に伴い芸術の理論も多岐に分化し、変転しつつある現在においては、学問的に、なお深く芸術の本質を究明しなければならぬ。
3. 九十年にわたる歴史と伝統をもつわが国唯一の国立の芸術大学である本学に博士課程を設置し、芸術に関する幅広い識見を有する研究者を養成し、上記の要請に応えようとするものである。

(横書き) (『大学院博士課程設置審査実地視察』)

昭和五十二年四月に大学院博士後期課程音楽研究科が設置された。

以下、昭和五十三年度(学内で確認される最初のもの)と昭和六十二年度のカリキュラム全体を掲載する。それ以外の年度は、『履修内規』(昭和五十三年度～五十八年度)と『履修便覧』(昭和五十九年度～六十二年度)をもとに変更箇所のみとする。

昭和五十三年度

昭和五十三年度

大学院（博士後期課程）音楽研究科
履修内規

東京芸術大学

博士後期課程履修内規

本学の博士後期課程は、大学院修士課程の上に設置されたもので、芸術の創造・表現とその理論を総合的に研究・教授することにより、芸術に関する幅広い識見を有する研究者の養成を目的とするものである。

1. 専攻及び専攻に置く研究領域並びに指導教官

専攻——音楽

鍵盤楽器	声楽	作曲	研究領域	指導教官
谷秋元道康	渡辺高之助 畑中良輔 戸田敏子 柴田睦陸 酒井睦弘 岡部多喜子	南村弘明 松本禎三 松本民之助 石桁真礼生	研究領域	指導教官
	弦・管・打楽器	鍵盤楽器	研究領域	指導教官
吉田正雄	堀江富士雄 中山久興 多野義雄 海野義雄 岩崎吉三	安水川加寿子 水谷達夫 伊谷達純 田村宏	研究領域	指導教官
	弦・管・打楽器	鍵盤楽器	研究領域	指導教官
	有賀誠門	浅妻文樹	研究領域	指導教官

音楽学	指揮	研究領域	指導教官
浜野政雄	服部幸三	金子登	遠藤雅古
邦楽	音楽学	研究領域	指導教官
西垣勇蔵	佐野萌	菊岡忍	山本正人 横道万里雄

（指導教官の配列は五十音順）

学生は上記研究領域のいずれかに属して専門の研究を深めると同時に、総合的な視野に立つて豊かな識見を養うことが要請される。

2. 教育内容及び履修方法

本博士後期課程音楽研究科の教育課程は別表Ⅰに示すとおりである。

これらの授業科目中、作品研究は作曲を研究領域とする者が、演奏解釈論は演奏関係の研究領域を専門とする者が、また、原典研究は作曲及び演奏関係の研究領域を専門とする者がそれぞれ必修として履修すべき科目である。

作品研究は、古今東西の音楽の中からその研究題目に応じて任意の作品を選択研究するものであり、演奏解釈論は、演奏上の技術のみでなく音楽学及び歴史的経験との関連においてその本質を見極めることを目的とするものであり、また、原典研究は音楽の原典について専門的・実証的研究を行うものである。

これらの必修科目は、大学院後期博士課程担当教官が緊密な連携のもとに、芸術の理論と実践の有機的な結合を目標に複数で研究・

科目 選択					
ソルフェージュ特殊講義	音楽教育学特殊講義	電子音楽論特殊講義	楽器学特殊講義	作曲技法特別演習	民族音楽学特殊講義
二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二
					二
					一〇

3. 音楽学研究領域

科目 選択											履修 区分	
電子音楽論特殊講義	楽器学特殊講義	作曲技法特別演習	音組織論・音楽構造論	民族音楽学特殊講義	西洋音楽史特殊講義	東洋音楽史特殊講義	日本音楽史特殊講義	音楽美学特殊講義	演奏解釈論	原典研究	作品研究	授業科目
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	履修年次
												一年次 二年次 三年次
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	小計
											取得単位	
											中計	
											合計	
											一〇	
											一〇	

別表II
授業科目一覧

科目 選択	
ソルフェージュ特殊講義	音楽教育学特殊講義
二	二
二	二

授業科目	授業を 行う 年次		授業科目の要旨	備考
	必修	単位数 選択		
原典研究	一・二	四	原典についての専門的研究(声楽にあつては歌詩の文学的研究、邦楽にあつては古文獻の研究を含む)を行い作曲者の原譜をもとに正しい作品の姿について実証的研究を行う。	全学生を対象とする選択科目である。ただし作曲と演奏関係の研究領域は必修。
演奏解釈論	一・二	四	音楽は楽譜に記載された不完全な記号にすぎないものを音響により表現しなければならぬ。その演奏にあつては演奏上の技術のみでなく演奏者の包括的な知識、経験を必要とし演奏の本質を究明する。この授業は実技教官と理論教官及び作曲教官の複数が構成される。研究指導体制により行う。	全学生を対象とする選択科目である。ただし演奏関係の研究領域は必修。
作品研究	一・二	二	学生と指導教官と協議して定めた音楽作品についてその歴史的背景並びに作曲家個人の音楽観と語法の研究を通じて作品に対する体験的分析を行う。	全学生を対象とする選択科目である。ただし作曲研究領域は必修。

民族音楽学 特殊講義	西洋音楽史 特殊講義	東洋音楽史 特殊講義	日本音楽史 特殊講義	音楽美学 特殊講義
一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
二	二	二	二	二
諸民族音楽の比較研究に よって音楽に関する視野の 拡大をはかる。	西洋音楽の各時代にわた ってその様式的特徴と文化 的・社会的背景を考究する。	中国を中心とする東アジ ア、インドを中心とする南 東南アジア、アラブを中心 とする西アジア等それぞれ に独自の歴史と文化的背景 をもつ音楽文化について実 証的歴史研究、社会史的分 析、音楽理論の解明を行う。	日本音楽についての古文 書、古楽譜等の分析、解釈 を土台に今日までの日本音 楽の実践的側面の知識を加 えて伝統音楽の音そのもの を追求し、日本音楽の歴史 的発展について実証的研究 を行う。	現代における音楽の著し い多様化は音楽芸術の本質 について新しい視野からの 究明が要求される。この認 識のもとに音楽創造のメカ ニズム、音楽表現の記号論 の意味、形式と内容の關係 などを哲学、心理学、社会 学、言語学等との関連にお いて考察する。
同 上	同 上	同 上	同 上	象とする選択 科目である。 全学生を対

電子音楽論 特殊講義	楽器学 特殊講義	作曲技法 特別演習	音組織論・ 音楽構造論
一・二	一・二	一・二	一・二
二	二	二	二
今日の電子音楽とミュー ジックコンクレート(具体 音楽)はすでに実験的過程 を終え、また、それらの素 材はもはや現代音楽にとつ て従来の楽器音と対等の存 在となっている。これらの 電子音や具体音による音楽 の持つ新しい音楽観、語法 及び両音楽素材の理論的研 究と従来の楽器音との音楽 的統合を考究する。	鍵盤楽器及び弦・管・打 楽器又は民族音楽楽器等そ れぞれの楽器について構造 分析、材料分析及び各楽器 の歴史の変遷等を研究し講 述する。	作曲技法に主眼をおきつ つ技法それ自体と作曲理論 の解明及びそのよってきた る流れについて、歴史的背 景の中で追求を試みる。	古今東西の音楽は多様な 語法の背後にその基礎とな る音組織及び音楽構造をも っている。これを解明する には言語学における比較音 韻論や比較分脈論と同様に 音楽言語の専門的研究が不 可欠である。それらの問題 を多角的に研究し音楽の理 論的、歴史的基盤を明らか にしようとするものである。
同 上	同 上	同 上	象とする選択 科目である。 全学生を対

音楽教育学 特殊講義	一・二	二	音楽に関する研究者養成のための音楽教育のあり方について、方法論、技術論を通じ、哲学、心理学、社会学等との関連において学的に考察する。	全学生を対象とする選択科目である。
ソルフェージュ 特殊講義	一・二	二	音楽の総合的理解と実習を行うソルフェージュ教育のあり方を理論体系の研究、批判を通じ、また外国に於ける音楽の特殊性及びそれにより生ずるソルフェージュ教育の相違を比較研究しつつ考察する。	同上

〔横組〕『昭和五十三年度 大学院（博士後期課程）音楽研究科 履修内規』一
（六頁）

昭和五十五年度

研究演奏、論文・作品・演奏の指導方法についてなど、項目が追加される。

6. 研究演奏（博士のリサイタル）

演奏関係の研究領域を専門とする学生は、毎年一回以上の研究演奏を行う。

演奏時期、曲目等については、主任研究指導教官の指導を受ける。学位審査を受ける年次の研究演奏は、行なわなくてよい。

7. 論文・作品・演奏の指導方法について

二年次以降の学生は、その研究の進み具合に応じて毎年一回以上、その指導に当る教官全員（非常勤を含む）による論文指導教官会議

及び作品又は演奏指導教官会議の指導を受ける。

この指導を受ける学生は、あらかじめ、これまでの研究事項及び今後の研究計画の要旨を書面にして指導教官全員に提出し、会議においてその要旨に基づいて口頭で報告を行う。

学生は、研究に必要な時には、主任研究指導教官に論文等の指導教官会議の開催を求めることができる。

8. 学位審査の予備申請時期

五月二十日から五月三十一日（休日の時はその前日）正午までの間に予備申請を行う。

9. 学位審査の本申請時期

十月十一日から十月十五日（休日の時はその前日）正午までの間に論文等の題目又は作品若しくは演奏曲目を音楽研究科長に申請しなければならない。

10. 論文・作品の提出期限

本申請にかかる論文・作品は、その年の十二月十五日から十二月二十日（休日のときはその前日）正午までに音楽研究科長に提出する。期間経過後に提出したときは、その年度内に審査を行わない。

11. 審査日程

論文等の審査日程及び最終試験の日程については、音楽研究科委員会の定めるところによる。

12. 在学生の除籍審査

第三年次までに所定の十単位を修得できない者は、音楽研究科委員会で審議の上除籍する。

13. 残留希望審査

第三年次までに所定の十単位以上を修得できた者であつて、博士論文作成の必要上残留を希望する学生は、あらかじめ主任研究指導教官の承認を得て、十月十一日から十月十五日（休日の時はその前日）正午までに残留願を音楽研究科長に申請しなければならない。主任研究指導教官が、その学生の残留目的を音楽研究科委員会において公表して承認を受けなければ、その学生は残留することができない。

この場合においても、各学年末の音楽研究科委員会において除籍対象者として審議される。

附則・この内規は、昭和五十四年十二月十三日一部改正し、昭和五十四年十二月十四日より施行し、昭和五十四年度以前の入学者に対しても適用する。

（昭和五十五年入学学生用 大学院（博士後期課程）音楽研究科 履修内規「二」～三頁）

昭和六十年度の『履修便覧』に、東京芸術大学大学院研究科学位審査内規（昭和五十四年度制定）が掲載される。

V. 東京芸術大学大学院研究科学位（論文博士）審査内規

（昭和五十四年四月一日制定）

（趣旨）

第一条 東京芸術大学学位規則第十一条に基づく学術博士の学位（以下「論文博士」という。）審査については、この内規の定めるところによる。

（申請資格等）

第二条 論文博士の学位を申請することのできる者は、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力等を有する者とする。

2 前項の申請に当たっては、あらかじめ、関連する本学の研究領域又は研究分野の研究指導教官の承認を得るものとする。

（博士論文等）

第三条 この規則において、博士論文等とは、博士論文及び研究作品又は研究演奏をいう。ただし、理論を主とする研究分野については、博士論文をいう。

（申請手続）

第四条 論文博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に次の各号に掲げる博士論文等及び書類各三通並びに所定の学位審査手数料を添えて、学長に提出するものとする。

(1) 博士論文等

(2) 博士論文等目録

(3) 博士論文等要旨（四〇〇字詰原稿用紙五枚以内）

(4) 履歴書

(5) 戸籍謄本（一通とする）

2 論文博士の学位申請は、学長の指定する期日までに行うものとする。

（博士論文等審査）

第五条 学長は、前条の規定により提出された博士論文等の審査を当該研究科長に付託する。

2 研究科長は、前項の規定により付託があつたときは、研究科委

員会にその審査を依頼する。
(審査委員会)

第六条 審査委員会は、付託のあった博士論文等を審査するために、博士論文等ごとにその内容に応じた研究分野担当の教授及び関連分野担当の教授のうちから、研究科委員会において選出された三名以上の審査委員をもってそれぞれ組織する。

2 研究科委員会は、博士論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の助教授、講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る博士論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会に主査を置き、主査は、提出された博士論文等の内容に応じた研究分野の研究指導教官をもってあてる。

5 審査委員会は、博士論文等の審査及び試験を行うものとする。
(試験の方法)

第七条 試験は、博士論文等の審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、博士論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(学力審査委員会)

第八条 学力審査委員会は、学位申請者の学力の確認を行うため、研究科委員会構成員のうちから研究科委員会において選出された五名以上の学力審査委員をもって組織する。

2 学力審査委員会は、必要があると認めるときは、当該研究科委員会構成員以外の教授、助教授又は講師を加えることができる。

3 学力審査委員会に主査を置き、主査は、審査委員の互選によるものとする。

4 学力審査委員会は、当該研究分野に関し、学力等を有することを確認するため、博士論文等に関連する分野の科目（外国語を含む。）について、口述又は筆記により行うものとする。ただし、本学大学院博士後期課程に三年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者については、学力等の審査を行わないものとする。

(審査結果の報告)

第九条 審査委員会は、第六条第四項の規定により行った博士論文等審査及び試験の結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならぬ。

2 学力審査委員会は、前条の規定により行った学力審査の結果を文書をもって研究科委員に報告しなければならない。

(合否の決定)

第十条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、研究科委員会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の三分の二以上が出席し、かつ、出席者の四分の三以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第十一条 研究科長は、研究科委員会において前条第一項の規定により議決したときは、その結果を学長に報告しなければならない。
(博士論文等の公表)

第十二条 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授

与した日から三月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表するものとする。

第十三条 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から一年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会は、当該博士論文等のすべてを求めに応じて閲覧等に供するものとする。

(施行細則)

第十四条 この内規の定めるもののほか、博士論文の学位審査に關し必要な事項は、各研究科において別に定める。

附 則

この内規は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則

この内規は、昭和六十年一月二十四日から施行する。

VI. 音楽学研究分野の論文博士の事前承認に関する申し合わせ

(昭和五十九年六月十四日教務委員会・教授会了承)

東京芸術大学音楽学部楽理科

「東京芸術大学大学院研究科学位(論文博士)審査内規」(以下単に「内規」と呼ぶ)に關して音楽学研究分野常勤教官(楽理科の大学院担当常勤教官。以下、単に「常勤教官」と呼ぶ)の間で、以下

のように申し合わせる。

1. 内規第二条第一項の「学力等」は、主として申請希望者の業績をもって判断する。

2. 内規第二条第二項に言う「承認」は、常勤教官の合議によつて決する。

3. 前項の決定のために、申請希望者に履歴書、業績表および論文の概要(四〇〇字二十枚〜五十枚程度)の提出を求める。(提出先・音楽学部楽理科研究室)

4. 合議により必要と認めた場合は、前項に記す以外の資料の提出を求めることがある。

5. 「承認」の可否は、常勤教官現員の審査能力をも勘案して定める。

6. 「承認」の可否は、上記資料の受領後、原則として三ヶ月以内に申請希望者に通知する。

7. 「承認」は、前項の通知後二年以内に学位申請が行われなかった場合には、無効となる。

(横組)

(昭和六十年度 東京芸術大学 大学院音楽研究科(博士後期課程) 履修便覧) 一五〜一八頁

昭和六十二年度

昭和六十二年度

東京芸術大学

大学院音楽研究科(博士後期課程)

履修便覧

VII. 博士後期課程履修内規

本学の博士後期課程は、大学院修士課程の上に設置されたもので、芸術の創造・表現とその理論を総合的に研究・教授することにより、芸術に関する幅広い識見を有する研究者の養成を目的とするものである。

1. 専攻及び専攻に置く研究領域並びに指導教官

音楽専攻

研究領域	作曲	研究領域	弦・管・打楽器
指導教官	浦田健次郎 尾高惇忠 佐藤暉真 野田暉行 松村弘明 南村明	研究領域	鍵盤楽器
指導教官	伊藤亘行 大町陽一郎 三林輝夫 木村宏子 瀬山真寿子 高橋浩子 高橋大子 戸沼敏子 長沼廣光 平原野忠彦	研究領域	声楽
指導教官	秋元道雄 植田克己 辛島輝治 高良芳枝 米谷治郎 小林治郎 田村宏仁 田辺緑 坪田昭三 中山靖子 中江孝子 堀川加子 安川加子	指導教官	峰村貞子 毛利順子 秋元道雄 植田克己 辛島輝治 高良芳枝 米谷治郎 小林治郎 田村宏仁 田辺緑 坪田昭三 中山靖子 中江孝子 堀川加子 安川加子

研究領域	弦・管・打楽器	研究領域	邦楽
指導教官	浦川宜也 江口朝彦 大石清彦 景山誠治 沢和彦 杉木夫 田中千香士 原中紘一郎 日高紘毅 堀江泰毅 三木敬之 村井祐児 山岡耕児 守山光三 佐藤雅古 遠藤功太郎 上参郷祐康	研究領域	音楽学
指導教官	角倉一朗 柘植元一 土田英三郎 永富正之 服部幸三 広田幸夫 船山幸夫 細野孝興 山本茂 赤木直明 味見亨 菊岡忍 佐野萌 砂川康江 山口五郎 山波重郎 藤波重満 増渕任一朗		

(指導教官の配列は五十音順)

学生は、上記研究領域のいずれかに属して専門の研究を深めると同時に、総合的な視野に立つて豊かな識見を養うことが要請される。

2. 教育内容及び履修方法

(1) 教育内容

本学音楽研究科博士後期課程の教育課程は、別表Iに示すと

おりである。

これらの授業科目中、「作品研究」は作曲を研究領域とする者が、「演奏解釈論」は演奏関係の研究領域を専門とする者が、また、「原典研究」は作曲及び演奏関係の研究領域を専門とする者がそれぞれ必修すべき科目である。

「作品研究」は、古今東西の音楽の中からその研究題目に応じて任意の作品を選択研究するものであり、「演奏解釈論」は、演奏上の技術のみでなく音楽学及び歴史的経験との関連においてその本質を見極めることを目的とするものであり、また、「原典研究」は音楽の原典について専門的・実証的研究を行うものである。

これらの必修科目は、大学院博士後期課程担当教官が緊密な連携のもとに、芸術の理論と実践の有機的な結合を目標に複数で研究・指導を行うものである。

これらの基盤にたつて、学生は主任研究領域特別研究指導教官(以下「主任指導教官」という。)及び関連指導教官のもとで指導をうけるとともに選択科目(特殊講義及び演習)を必要に応じて履修しなければならない。(別表II参照)

(2) 履修方法

博士後期課程の授業科目は常時開設(時間割設定)されていないので、学生はその年度の研究内容に応じ、主任指導教官及び教務係と協議の上、個々に科目開設される。

なお、その科目の授業内容によっては、修士課程に開設されている授業科目の同一時間帯に、当該担当教官の指導を受けて、

博士後期課程の授業科目に代えることができる。

3. 修了の要件

修了の要件は、博士後期課程に三年以上在学し教育課程表に定める必修・選択合せて十単位以上を修得し、かつ、必要な研究領域特別研究指導をうけたうえ、博士論文及び研究作品又は研究演奏(音楽学研究領域にあつては研究作品又は研究演奏を除く)の審査及び最終試験に合格することとする。

4. 学位の授与

博士後期課程を修了した者に対しては、「学術博士(東京芸術大学)」の学位を授与する。

5. 履修登録

学生は、毎学年始めに主任指導教官の指導を受けて、研究題目及び履修科目を決定し、所定の期日までに届け出るものとする。

6. 研究演奏(博士のリサイタル)

演奏関係の研究領域を専門とする学生は、三年次まで毎年一回以上の研究演奏を行うものとする。

演奏時期、曲目等については、主任指導教官の指導を受け、年度当初(四月)に計画を教務係に申告しなければならない。

ただし、学位審査を受ける年次の研究演奏は、学位審査演奏をるので行わなくてよい。

7. 論文・作品・演奏の指導方法について

一年次生は、入学後おおむね三か月以内に、二年次以降の学生は、その研究の進み具合に応じて毎年一回以上、その指導に当た

る教官全員（非常勤を含む）による「論文指導教官会議」及び「作品又は演奏指導教官会議」の指導を受ける。

この指導を受ける学生は、あらかじめ、これまでの研究事項及び今後の研究計画の要旨を書面にして指導教官全員に提出し、会議においてその要旨に基づいて口頭で報告を行う。

学生は、研究に必要な時には、主任指導教官に論文等の指導教官会議の開催を求めることができる。

8. 学位審査の予備申請時期

五月二十日から五月三十一日（休日の時はその前日）十七時（土曜日の時は正午）までの間に予備申請を行う。（課程博士審査規則第四条第二項）

予備申請書には、研究内容の概要を四〇〇字詰原稿用紙（A4規格）二十〜五十枚程度にまとめて別添すること。

9. 学位審査の本申請時期

予備申請した年度の三月三十一日（休日の時はその前日）までに学位審査申請書、博士論文等（博士論文及び研究作品又は研究演奏）及び課程博士審査規則第四条第一項に規定する書類を大学院音楽研究科長に提出しなければならない。ただし、昭和六十一年四月以前の入学者に限る。

（注・提出する論文用原稿用紙は、A4版とする。縦書き又は横書きのいずれでもよい。製本の上提出すること。）

10. 審査日程

論文等の審査日程及び最終試験の日程については、音楽研究科委員会の定めるところによる。

11. 学位審査演奏会

学位審査のための演奏は、公開演奏会とし、広く一般に公開する。

演奏に関する試験は、演奏後引き続き同じ室で行う。試験は非公開とし、聴衆を退室させた後に行う。

演奏に関する試験と論文に関する試験とは各別に行う。

学位審査演奏の録音取りは、大学で行う。録画は、オペラ、音楽を除いて大学では行わない。

学位申請者においては録画をするのは、審査及び聴衆の妨げとならない限りあらかじめ研究科長の承認を得て行うことができる。（56・2・12研究科委員会決定）

12. 残留希望の申告

第四次以降、引き続き在学しようとする者は、原則として次の期間内に当該主任指導教官にその旨を申告し、承諾を得るものとする。

十月十一日から十月十五日（休日のときはその前日）

13. 学位論文の閲覧

博士の学位論文は、音楽研究センター又は大学附属図書館において閲覧することができる。（57・4・19研究科委員会決定）

附則…この内規は、昭和五十四年十二月十三日一部改正し、昭和五十四年十二月十四日より施行し、昭和五十四年度以前の入学者に対しても適（用）する。

附則…昭和五十五年五月八日一部改正、即日施行、昭和五十五年度以前の入学者に対しても適用する。

附則：昭和五十六年十二月十日一部改正、即日施行、昭和五十六年度以前の入学者に対しても適用する。

附則：昭和五十七年十二月九日一部改正、即日施行、昭和五十七年度以前の入学者に対しても適用する。

附則：この内規は、昭和六十年一月十日一部改正し、昭和六十年四月一日から施行する。

附則：昭和六十年九月十二日一部改正、即日施行。

履修上の先例（参考）

○ 留学による休学期間をまたいだ期間の通算による単位認定

修士課程履修内規の先例にならない単位認定を行う。（58・1・

6 研究科委員会決定）

別表 I

博士後期課程教育課程表

1. 作曲研究領域

履修区分	授業科目	履修年次			取得単位 小計 中計 合計	備考
		一年次	二年次	三年次		
必修科目	研究領域特別研究指導)	二	二	六	○ 学生は所属する研究領域において指導教官の特別指導を受けるものとする。
	作品研究		二	二		
	原典研究		二	二		
	演奏解 釈 論		二	二		
選択科目	東洋音楽史特殊講義	二	二	二	二	○ この研
	日本音楽史特殊講義	二	二	二	二	
	音楽美学特殊講義	二	二	二	二	
	演奏解 釈 論	二	二	二	二	

2. 声楽、鍵盤楽器、弦管打楽器、指揮、邦楽の各研究領域

履修区分	授業科目	履修年次			取得単位 小計 中計 合計	備考
		一年次	二年次	三年次		
必修科目	研究領域特別研究指導)	二	二	四	○ 学生は所属する研究領域において指導教官の特別指導を受けるものとする。
	原典研究		二	二		
	演奏解 釈 論		二	二		
	作品研究		二	二		
選択科目	西洋音楽史特殊講義	二	二	二	二	○ 学生は所属する研究領域において指導教官の特別指導を受けるものとする。
	民族音楽学特殊講義	二	二	二	二	
	音組織論・音楽構造論	二	二	二	二	
	作曲技法特別演習	二	二	二	二	
	楽器学特殊講義	二	二	二	二	
	電子音楽論特殊講義	二	二	二	二	
	音楽教育学特殊講義	二	二	二	二	
	ソルフェージュ特殊講義	二	二	二	二	

履修区分	授業科目	履修年次			取得単位 小計 中計 合計	備考
		一年次	二年次	三年次		
必修科目	研究領域特別研究指導)	二	二	八	○ 学生は所属する研究領域において指導教官の特別指導を受けるものとする。
	原典研究		二	二		
	演奏解 釈 論		二	二		
	作品研究		二	二		
選択科目	西洋音楽史特殊講義	二	二	二	二	○ この研究領域特別研究指導には単位を与えない。
	東洋音楽史特殊講義	二	二	二	二	
	民族音楽学特殊講義	二	二	二	二	
	音組織論・音楽構造論	二	二	二	二	

3. 音楽学研究領域

選択科目										必修科目	区分	履修				
電子音楽論特殊講義	楽器学特殊講義	作曲技法特別演習	音組織論・音楽構造論	民族音楽学特殊講義	西洋音楽史特殊講義	東洋音楽史特殊講義	日本音楽史特殊講義	音楽美学特殊講義	演奏解釈論	原典研究	作品研究	研究領域特別研究指導	授業科目	履修年次	取得単位	備考
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	○この研究領域特別研究指導には単位の与えない。
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
												小計	合計			

選択科目				
ソルフェージュ特殊講義	音楽教育学特殊講義	電子音楽論特殊講義	楽器学特殊講義	作曲技法特別演習
二	二	二	二	二
二	二	二	二	二

別表II

授業科目一覽

授業科目	授業を 行う 年次		単位 数	授業科目の要旨	備考
	必修	選択			
原典研究	一・二	四	二	原典についての専門的研究(声楽にあつては歌詩の文学的研究、邦楽にあつては古文獻の研究を含む)を行い作曲者の原譜をもとに正しい作品の姿について実証的研究を行う。	全学生を対象とする選択科目である。ただし、作曲と演奏関係の研究領域は必修。
演奏解釈論	一・二	四	二	音楽は楽譜に記載された不完全な記号にすぎないものを音響により表現しなければならぬ。その演奏にあつては演奏上の技術のみでなく演奏者の包括的な知識、経験を必要とし演奏の本質を究明する。この授業は実技教官と理論教官及び作曲教官の複数が構成される研究指導体制により行う。	全学生を対象とする選択科目である。ただし、演奏関係の研究領域は必修。
作品研究	一・二	二	二	学生と指導教官と協議して定めた音楽作品についてその歴史的背景並びに作曲家個人の音楽観と語法の研究を通して作品に対する体験的分析を行う。	全学生を対象とする選択科目である。ただし、作曲研究領域は必修。

選択科目	
ソルフェージュ特殊講義	音楽教育学特殊講義
二	二
二	二

民族音楽学 特殊講義	西洋音楽史 特殊講義	東洋音楽史 特殊講義	日本音楽史 特殊講義	音楽美学 特殊講義
一・二	一・二	一・二	一・二	一・二
二	二	二	二	二
諸民族音楽の比較研究によって音楽に関する視野の拡大をはかる。	西洋音楽の各時代にわたってその様式的特徴と文化的・社会的背景を考究する。	中国を中心とする東アジア、インドを中心とする南・東南アジア、アラブを中心とする西アジア等それぞれに独自の歴史と文化的背景をもつ音楽文化について実証的歴史研究、社会的分析、音楽理論の解明を行う。	日本音楽についての古文書、古楽譜等の分析、解釈を土台に今日までの日本音楽の実践的側面の知識を加えて伝統音楽の音そのものを追求し、日本音楽の歴史的發展について実証的研究を行う。	現代における音楽の著しい多様化は音楽芸術の本質について新しい視野からの究明が要求される。この認識のもとに音楽創造のメカニズム、音楽表現の記号論的意味、形式と内容の関係などを哲学、心理学、社会学、言語学等との関連において考察する。
同上	同上	同上	同上	全学生を対象とする選択科目である。

電子音楽論 特殊講義	楽器学 特殊講義	作曲技法 特別演習	音組織論・ 音楽構造論
一・二	一・二	一・二	一・二
二	二	二	二
今日の電子音楽とミュージックコンクレート(具体音楽)はすでに実験的過程を終え、また、それらの素材はもはや現代音楽にとって従来の楽器音と対等の存在となっている。これらの電子音や具体音による音楽の持つ新しい音楽観、語法及び両音楽素材の理論的研究と従来の楽器音との音楽的統合を考究する。	鍵盤楽器及び弦・管・打楽器又は民族音楽楽器等それぞれの楽器について構造分析、材料分析及び各楽器の歴史の変遷等を研究し講述する。	作曲技法に主眼をおきつつ技法それ自体と作曲理論の解明及びそのよってきたる流れについて、歴史的背景の中で追求を試みる。	古今東西の音楽は多様な語法の背後にその基礎となる音組織及び音楽構造をもっている。これを解明するには言語学における比較音韻論や比較分脈論と同様に音楽言語の専門的研究が不可欠である。それらの問題を多角的に研究し音楽の理論的、歴史的基盤を明らかにしようとするものである。
同上	同上	同上	全学生を対象とする選択科目である。

音楽教育学 特殊講義	一・二		音楽教育のあり方について、目的論、方法論、技術論を通じ、歴史、哲学、心理学、社会学等との関連において学問的に考察する。	全学生を対象とする選択科目である。
ソルフェージュ 特殊講義	一・二	二	音楽の総合的理解と実習を行うソルフェージュ教育のあり方を理論体系の研究、批判を通じ、また各国における音楽の特殊性及びそれにより生ずるソルフェージュ教育の相違を比較研究しつつ考察する。	同上

〔横組〕(『昭和六十二年度 東京芸術大学 大学院音楽研究科(博士後期課程)履修便覧』一九〜二六頁)

三 入学試験

(一) 修士課程

昭和三十八年に大学院音楽研究科が設置され、初年度は昭和三十八年五月二十二日から二十三日に入学試験、二十七日に合格発表が行われている。

ここでは、『東京芸術大学大学院音楽研究科(修士課程)学生募集要項』から昭和三十八年度と六十二年度の全文、およびその他の年度における変更箇所を順に掲載する。

昭和三十八年度

昭和三十八年度

昭和三十八年度
東京芸術大学大学院音楽研究科(修士課程)
学生募集要項

東京芸術大学音楽学部
台東区上野公園五番の一

入学志願者への注意事項

(1) 昭和三十八年度は大学院設置の初年度につき、学生の募集時期が多少ずれているため、三十九年度以降の募集については三十八年度と異なることがある。

(2) 試験実施日程については、応募者数によって多少変更されることがあるので、試験開始の前日五月二十日(月)午後学部内に掲示の試験日割を志願者自身が必ず見にくること。

なお、試験に関する注意事項等についても同時に掲示するからよく注意して見ること。

(3) 上記の試験に関するこの電話による問合せには一切応じない。

目次

- I 募集予定人員
- II 選抜方法
- III 応募資格
- IV 出願手続
- V 試験科目